

○個人事業税に係る不動産貸付業の取扱いについて

(昭和59年6月2日 総務部長通達)

このことについては、「個人事業税に係る不動産貸付業及び駐車場業の取扱いについて」(昭和58年4月21日付け税第59号)により取扱っているところであるが、不動産貸付業の認定について適正を期するため、下記のとおり取扱うこととしたので通知します。

記

不動産貸付業の貸付不動産の状況が、「地方税法及び同法施行に関する取扱いについての依命通達(道府県税関係)」第3章4(3)及び「個人事業税における不動産貸付業の認定について」(昭和56年9月25日自治府第85号)1若しくは2に定める基準を満たさない場合にあっては、当該貸付不動産に係る収入金額が年額850万円以上であるものについては、不動産貸付業と認定してさしつかえないものとして取扱っているところであるが、土地のみの貸付けについては、当該不動産に係る収入金額が年額850万円以上のものであっても、不動産貸付業として認定しないことが適当であること。また、住宅及び住宅以外の建物(以下「住宅等建物」という。)を貸付けている場合又住宅等建物と土地を併せて貸付けている場合で、当該貸付けに係る収入金額が年額850万円以上である場合でも、当該貸付けに係る住宅等建物の延床の総面積が600㎡未満である場合には、不動産貸付業として認定しないことが適当であること。

なお、この取扱いは、昭和58年度課税分の不動産貸付業から適用することとするので、事務処理上遺憾のないよう願います。